民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案 参照条文

目次

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号)(抄)	国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)(抄)	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)(抄)	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令(平成十一年政令は
				F施行令(H
6	5	(平成十一年法律第百十七号) (抄)	2	半成十一年政
		日十七号)		蚁 令第二百七
		Ŭ		第二百七十九号) (抄)
				Ū
		4		1
6	5	4	2	1

 \bigcirc 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律施行令 (平成十一年政令第二百七十九号) (抄)

定する。 内閣は、 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成十一年法律第百十七号) 第九条の規定に基づき、この政令を制

(親会社等)

- 第一条 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(以下「法」という。) 第九条第四号に規定する政令で定める法人は、 ある法人に対して次のいずれかの関係(次項において「特定支配関係」という。)を有する法人とする。
- 議決権の過半数を有していること。 その総株主(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主を除く。) 又は総出
- 二 その役員(理事、取締役、 職員(過去二年間に役員又は職員であった者を含む。 執行役、業務を執行する社員又はこれらに準ずる者をいう。 次号において同じ。 の割合が二分の一を超えていること。 以下この項において同じ。 に占める自己の役員又
- 三 その代表権を有する役員の地位を自己の役員又は職員が占めていること。
- この条の規定を適用する。 ある法人に対して特定支配関係を有する法人に対して特定支配関係を有する法人は、その法人に対して特定支配関係を有する法人とみなして

(技術提案について準用する公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定の読替え)

第二条 と」とあるのは 競争に参加する者に」とあるのは る者に対し技術提案を求めて同条第二項に規定する特定事業(以下「特定事業」という。)を実施する民間事業者を選定する」と、同法第十六 参加する者に対し技術提案を求めて落札者を決定する」とあるのは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 中「技術水準」とあるのは 該募集に応じようとする者の」と、「施工技術」とあり、及び「技術的能力」とあるのは 七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条の規定を準用する場合においては、同法第十五条第五項本文中「発注者は、 年法律第百十七号)第二条第三項に規定する公共施設等の管理者等(以下「公共施設等の管理者等」という。)は、その募集に応じようとす 事」とあるのは 第十七条第一項前段、第十八条第一項及び第二項並びに第十九条中「発注者」とあるのは「公共施設等の管理者等」と、 法第十条第三項の規定により公共工事の品質確保の促進に関する法律 「当該募集に応じようとすること」と、同条及び同法第十八条第一項中「公共工事」とあるのは 「当該特定事業」と、 「水準」と、 「特定事業を実施する民間事業者の募集に応じようとする者に」と、 「仕様」とあるのは 「落札者を決定する」とあるのは 「内容」と、 「当該特定事業を実施する民間事業者を選定する」と、 「発注の」とあるのは (平成十七年法律第十八号) 第十五条第五項本文、第十六条、 「経営能力及び技術的能力」と、 「特定事業の選定の」と読み替えるものとする 「競争に参加する者の」とあるのは「当 「特定事業」と、同法第十六条 「競争に参加するこ 同法第十六条中「 同項中

(地方公共団体の議会の議決を要する事業契約)

法第十二条に規定する政令で定める基準は、 事業契約の種類については、 次の表の上欄に定めるものとし、 その金額については、その予

定価格の金額 (借入れにあっては、予定賃借料 \mathcal{O} 総 額) が 同 表 下 欄に定める金額 を下らないこととする。

昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十条|に規定する指定都市 する同条第一項に規定する公共施設等(地方 るものを除く。 公共団体の経営する企業で地方公営企業法 (地方自治体 法第二条第五項に規定する選定事業者が建設 項の規定の適用があるものの業務に関す の買入れ又は借入れ 都道 市 村 (指定都市を除く。 府 県 (昭和二 十二年法律第六十七号) (以下この表において「指定都市」という。 第二百二 一条の十九 第 項 五〇〇、 五〇 千 五〇 円 000 000 000 000

 \bigcirc 玉 家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)

般職及び特別職

第二条

一般職は、 |職は、特別職に属する職以外の国家公務員の一切の職を包含する。||国家公務員の職は、これを一般職と特別職とに分つ。

3 特別職は、 次に掲げる職員の職とする。

内閣総理大臣

国務大臣

人事官及び検査官

内閣法制局長官

五五四 内閣官房副長官

の 二 内閣危機管理監及び内閣情報通信政策

国家安全保障局長

内閣官房副長官補 閣広報官及び内閣情報官

内閣総理大臣補佐官

副大臣

大臣政務官

********・ つゝて選挙こよることを必要とし、あるいは国会の両院又は一院の議決又は同意によることを必要とする職員内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの三 大臣補佐官

十一 特命全権 顧問及び随員 大使、 命全権 公使、 特派大使、 政府代表、 全権委員、 政府代表又は全権委員 の代理並びに特派大使、 政 府代表又は全権 一委員の

十一の二 日本ユネスコ国内委員会の委員

十二 日本学士院会員

十二の二 日本学術会議会員

十三 裁判官及びその他の裁判所職員

十四 国会職員

十五 国会議員の秘書

ものを除く。) 及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十一条の政令で定めるもののうち、 防衛省の職員(防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法(昭和二十九年法律第百六十四号)第四十一条の政令で定めるものの委員 人事院規則で指定する

)この法律の規定は、一般職に属するすべての職(以下その職を官職といい、その職を占める者を職員という。)に、これを適用する。十七 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。)の役員 は、ある職が、 国家公務員の職に属するかどうか及び本条に規定する一般職に属するか特別職に属するかを決定する権限を有する。 人事院

(略)

(懲戒の場合)

第八十二条 ができる。 職員が、 次の各号のいずれかに該当する場合においては、これに対し懲戒処分として、 免職、 停職、 減給又は戒告の処分をすること

この法律若しくは国家公務員倫理法又はこれらの法律に基づく命令 規定に基づく規則を含む。)に違反した場合 (国家公務員倫理法第五条第三項の規定に基づく訓令及び同条第四項

一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠つた場合

二 国民全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあつた場合

国家公務員等としての在職及び職員としての採用がある場合には、)において、当該退職までの引き続く職員としての在職期間(当該退職前に同様の退職 として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。 職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等 密接な関連を有する法人のうち人事院規則で定めるものに使用される者(以下この項において「特別職国家公務員等」という。)となるため退)職員が、任命権者の要請に応じ特別職に属する国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と 当該先の退職までの引き続く職員としての在職期間を含む。 (以下この項において「先の退職」という。) 、特別職

き続く職員としての在職期間(要請に応じた退職前の在職期間を含む。)又は第八十一条の四第一項若しくは第八十一条の五第一項の規定によができる。職員が、第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引 いて「要請に応じた退職 ^かつて採用されて職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、 (十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引)前の在職期間」という。) 中に前項各号のいずれかに該当したときは、これに対し同項に規定する懲戒処分を行うこと 同様とする。

 \bigcirc 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)

(定義)

第二条 この法律において「公共施設等」とは、 次に掲げる施設(設備を含む。)をいう。

道路、鉄道、港湾、空港、 河 川、公園、 水道、 下水道、工業用水道等の公共施設

庁舎、宿舎等の公用施設

三 情報通信施設、 賃貸住宅及び教育文化施設、 熱供給施設、 新エネルギー施設、リサイクル施設(廃棄物処理施設を除く。)、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場 駐車場、 観光施設及び研究施設 地下街等の公益的 施

船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運 行に必要な施設を含む。)

六 五 四 前各号に掲げる施設に準ずる施設として政令で定めるもの

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建 む。)であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。 をいい、国民に対するサービスの提供を含む。 以下同じ。)に関する事業 (市街地再開発事業、の建設、製造、改修、 修、 土地区画整理事業その他の市街地開発事業を全維持管理若しくは運営又はこれらに関する企 市街地開発事業を含 画

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、 次に掲げる者をいう。

『事業を所管する大臣 公共施設等の管理者である各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、 会計: 検査院長及び大臣をいう。 以下同じ。 又は特

公共施設等の管理者である地方公共団体の長又は特定事業を実施しようとする地方公共団体の 長

公共施設等の整備等を行う独立行政法人、特殊法人その他の公共法人(市街 地再開発事業、 土地区画整理事業その他の市街地開 発事業を施

ごする組合を含む。以下「公共法人」という。)

4 法律において「選定事業」とは、第七条の規定により選定された特定事業をいう。

5

6 法律において「選定事業者」とは、第八条第一項の規定により選定事業を実施する者として選定された者をいう。 公共施設等の管理者等が所有権(

〔設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。)を徴収するものに限る。 (施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第二十九条第四項において同じ。) を有する公共施設等の法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であって、第十六条の規定による設定を受けて、公共施設等の管理)について、 運営等 (運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をい (利用料金 (公共

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、 国民に対するサービスの提供を含む。 以下同じ。)を行い、 公共施設等運営事業を実施する権利をいう。 利用料金を自らの収入として収受するものをいう。

(欠格事由)

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、 特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

√ 三 (略)

ことが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第七号において同じ。)であった法人で、その取消しの日から五年を経過 しないもの 場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等(その法人の経営を実質的に支配する 公共施設等運営権を有する者(以下「公共施設等運営権者」という。)が第二十九条第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された

五~七 (略)

(公共施設等運営権の設定)

公共施設等の管理者等は、 選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

(国派遣職員に係る特例)

第七十八条 国派遣職員(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第二条に規定する一般職に属する職員が、任命権者又はその委任を受け び次条第二項において同じ。)は、 の職員となり、引き続き当該公共施設等運営権者の職員として在職している場合における当該公共施設等運営権者の職員をいう。 能を必要とする業務に従事する者に限る。 た者の要請に応じ、公共施設等運営権者の職員(常時勤務に服することを要しない者を除き、公共施設等の運営等に関する専門的な知識及び技 同法第八十二条第二項の規定の適用については、 以下この項及び次条第一項において同じ。)となるため退職し、引き続いて当該公共施設等運営権者 同項に規定する特別職国家公務員等とみなす。 以下この条及

○ 国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)(抄)

(定義等)

2 5 7

第二条第二項に規定する一般職に属する国家公務員(委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で第二条 この法律(第二十一条第二項及び第四十二条第一項を除く。)において、「職員」とは、国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号) 常勤を要しないもの (同法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める者を除く。) を除く。) をいう。

〇 国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号)(抄)

(倫理行動規準)

第一 の保持を図るために遵守すべき規準として、 条 かつ、その使命を自覚し、第一号から第三号までに掲げる法第三条の倫理原則とともに第四号及び第五号に掲げる事項をその職務に係る倫理 職員(国家公務員倫理法 (以 下 法 という。) 行動しなければならない。 第二条第一項に規定する職員をいう。 以下同じ。)は、 国家公務員としての誇りを持ち

一~五 (略)

(利害関係者)

第二条 この政令において、 律第百三号)第二条第四項に規定する行政執行法人(以下「行政執行法人」という。)の長が規則(法第五条第四項に規定する規則をいう。以 項に規定する各省各庁の長をいう。 だし、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者又は職員の裁量の余地が少ない職務に関する者として各省各庁の長 「利害関係者」とは、 以下同じ。)が訓令(同項に規定する訓令をいう。 職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、 以下同じ。)で又は独立行政法人通則法 当該各号に定める者をいう。 (平成十一年法 (法第五条第三

該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人 許認可等の申請をしている事業者等又は個人(同条第六項の規定により事業者等とみなされる者を除く。 行っている事業者等 許認可等(行政手続法 (法第二条第五項に規定する事業者等及び同条第六項の規定により事業者等とみなされる者をいう。 (平成五年法律第八十八号) 第二条第三号に規定する許認可等をいう。) をする事務 以下「特定個人」という。)及び当 当該許認可等を受けて事業を 以下同じ。)、

るものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。

下同じ。)で定める者及び外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ずるものに勤務する者(当該外国政府若しくは国際機関又はこれらに準ず

者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人 含む。)の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行っている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業 ·同じ。)を交付する事務 補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二条第一項に規定する補助金等をいう。 当該補助金等 (当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助 金等を 以

受ける事業者等又は特定個人 立入検査、監査又は監察 (法令の規定に基づき行われるものに限る。 以下この号において「検査等」という。)をする事務 当該検査等を

益処分の名宛人となるべき事業者等又は特定個人 不利益処分(行政手続法第二条第四号に規定する不利益処分をいう。) をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利

- Ŧī. ている事業者等又は特定個人 行政指導(行政手続法第二条第六号に規定する行政指導をいう。)をする事務 当該行政指導により 現に 定の 作為又は不作為を求められ
- 内閣府又は各省が所掌する事務のうち事業の発達、 改善及び調整に関する事務 (前各号に掲げる事務を除く。 当該事業を行っている事
- 業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等 の契約に相当する行政執行法人の業務に係る契約に関する事務 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法 (昭和二十二年法律第三十五号) これらの契約を締結している事業者等、 第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれ これらの契約の申込みをしている
- 八 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十八条第一項の規定による必要な調整に関する事務 当該調整を受ける国 1の機関
- 若しくは改定に関する事務 務若しくは当該設定若しくは改定に係る同項に規定する意見を述べることに関する事務又は同条第二項の規定による職務の級の定数の設定 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第八条第一項の規定による職務の級の定数の設定若しくは改定に関 これらの設定又は改定を受ける国の機関
- を受ける国の機関 内閣法(昭和二十二年法律第五号)第十二条第二項第十四号の規定による定員の設置、 増 減及び廃止に関する審査に関する事 務 当該審査
- 2 官職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、 利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して三年間 職員に異動があった場合において、当該異動前の官職に係る当該職員の利害関係者であった者が、 当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。 (当該期間内に、 異動後引き続き当該官職に係る他 当該利害関係者であった者 の職 いが当該 員 \mathcal{O}
- 3 していることが明らかな場合においては、 他の職員の利害関係者が、 職員をしてその官職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接 当該他の職員の利害関係者は、 その職員の利害関係者でもあるものとみなす。

(禁止行為)

- 第三条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。
- 利害関係者から金銭、 物品又は不動産の贈与(せん別) 祝儀、 香典又は供花その他これらに類するものとしてされるものを含む。)を受け
- けること。 利害関係者から金銭の貸付け (業として行われる金銭の貸付けにあっては、 無利子のもの又は利子の利率が著しく低いものに限る。 を受
- 利害関係者から又は利害関係者の負担により、 無償で物品又は不動産の貸付けを受けること。
- 四 利害関係者から又は利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。
- 利害関係者から未公開株式 同法第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をいう。)を譲り受けること。 (金融商品取引法 (昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されておら

- 利害関係者から供応接待を受けること。
- 七六 利害関係者と共に遊技又はゴルフをすること。
- 八 利害関係者と共に旅行 (公務のための旅行を除く。)をすること。
- 九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。
- 前項の規定にかかわらず、職員は、 次に掲げる行為を行うことができる。
- 多数の者が出席する立食パーティー 利害関係者から宣伝用物品又は記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。 (飲食物が提供される会合であって立食形式で行われるものをいう。 以下同じ。 におい
- 者から記念品の贈与を受けること。
- 職務として利害関係者を訪問した際に、 当該利害関係者から提供される物品を使用すること。
- るものに限る。 に限る。)。 職務として利害関係者を訪問した際に、)を利用すること(当該利害関係者の事務所等の周囲の交通事情その他の事情から当該自動車の利用が相当と認められる場合 当該利害関係者から提供される自動車 (当該利害関係者がその業務等において日常的に利用して
- 五. 職務として出席した会議その他の会合において、 利害関係者から茶菓の提供を受けること。
- 六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、 利害関係者から飲食物の提供を受けること。
- 七 職務として出席した会議において、 利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。
- 3 れらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、 金銭 第一項の規定の適用については、職員(同項第九号に掲げる行為にあっては、 物品若しくは不動産を購入した場合、 の贈与を受けたものとみなす。 物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価(同項第九号に掲げる行為にあっては、同号の第三者。以下この項において同じ。)が、利害関係 当該職員は、 当該利害関係者から、 当該対価と当該時価との差額に相当する額 がそ

(禁止行為の例外)

- 第四 に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、 においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、四条 職員は、私的な関係(職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。)がある者であって、利害関係者に該 る行為を行うことができる。 前条第一項の規定にかかわらず、 同項各号(第九号を除く。 利害関係者に該当するものとの間 公正な職務の執行) に掲げ
- 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、 (法第三十九条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。) に相談し、その指示に従うものとする。 理監
- 3 十二条第二項 項の 「職員としての身分」には、 (に規定する特別職国家公務員等をいう。 職員が、 任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等 以下同じ。)となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、 (国家公務員法 (昭和二十二年法律第百二十号)

る。して在職し、引き続いて当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。)における特別職国家公務員等としての身分を含むものとす続いて当該退職を前提として職員として採用された場合(一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等と